# 平成29年度当初予算編成要領

# 1 基本方針について

#### (1) 本県を取り巻く環境

我が国は、本格的な人口減少局面に突入すると同時に、世界的にも類を見ない超高齢社会の到来を迎えている中、生産力や需要の減少、社会保障費関係費の増大、介護医療従事者の不足など、様々な課題が浮き彫りとなってきている。また、東日本大震災に伴う原子力発電所事故等を契機としたエネルギー政策上の課題や異常気象による水害・土砂災害の発生などを背景に、県民の間に様々な不安が広がっている。

こうした中、本県においては、時代の潮流や本県が直面する課題に、長期的な視点から対応すべく、平成27年3月に「滋賀県基本構想」を、またこれを推進するためのエンジンとして、平成27年10月に「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」を策定し、効果的な施策の展開を図っているところである。

経済・社会が成熟し、かつてのような経済成長が望めなくなる中、先人が築き上げた滋賀の強みを活かし、それを磨き上げることにより、基本構想に掲げる「新しい豊かさ」を具現化し、誰もが将来への夢や希望を持ち、豊かさや幸せが実感できるよう、着実に施策を展開していく必要がある。

#### (2) 本県の財政状況

平成27年6月に示された国の「経済・財政再生計画」においては、「地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度(平成30年度)までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。」とされている一方、「歳出全般にわたり、安倍内閣のこれまでの取組を強化し、聖域なく徹底した見直しを進める。また、地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。」とされ、本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2016」においても、「「経済・財政再生計画」における歳出・歳入両面の取組を進める。」とされているところである。こうした国の地方財政に対する考え方を踏まえれば、景気回復などに伴い、近年県税収入は増加傾向にあるものの、県税収入に地方交付税などを合わせた一般財源の総額については、その伸びを期待することはできない。

一方、歳出面においては、高齢化などに伴う社会保障関係費の増加などにより、県の裁量が効きにくい義務的な経費の増加が見込まれている。加えて、平成36年に開催が予定されている国民体育大会・全国障害者スポーツ大会に向けた施設整備をはじめとする大規模事業や、「公共施設等マネジメント基本方針」に基づく公共施設等の老朽化対策の計画的な推進などに伴う多額の財政需要にも対応していく必要がある。

また、平成27年度決算の状況を見ると、将来負担比率や実質公債費比率といった財政健全化判断比率については改善傾向にあるものの、財政の弾力性を示す経常収支

比率は悪化したところである。

こうした状況を踏まえれば、本県の財政状況は、決して楽観できるものではなく、 歳入・歳出両面から将来を見据えた財政運営を行っていく必要がある。

#### (3) 平成29年度当初予算編成に向けて

平成29年度は、「滋賀県基本構想」および「滋賀県行政経営方針」の計画期間の 後半となる3年目を迎え、これまでの取組を土台として、具体的な成果が求められる 重要な年度となる。

予算編成に当たっては、基本構想において基本理念として掲げる「夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀」の実現に向け、「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」をエンジンとして、国や市町と連携しつつ、県民をはじめとする多様な主体との協働のもと、「新しい豊かさ」を具現化すべく、全庁を挙げて取組を進めることとする。

また、課題解決に向けた施策を持続的に展開していくためには、安定的で持続可能な財政基盤を確立することが重要であり、引き続き、行政経営方針に基づき、歳入・歳出の両面から、財政健全化に向けた取組を進めていくこととする。

### 2 基本的な考え方について

#### (1) 社会経済情勢の変化等を踏まえた戦略的な施策構築

「平成29年度施策構築について(平28.8.19付け滋企調第271号知事通知)」においては、「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」をエンジンとしつつ、基本構想に掲げる7つの重点政策に基づく施策を着実に推進し、県民が夢や希望を抱き、ともに幸せや豊かさを実感できるよう、具体的な成果を出していくこととしている。

施策構築に当たっては、特に、次に掲げる4つの視点に重点を置きながら、社会経済情勢の変化等を踏まえ、検討するとともに、職員一人ひとりが県益・県民益を念頭に置きつつ、創意・工夫に努めることとする。

併せて、客観的データに基づく事業効果の検証を十分に行うことにより、より効果 的な施策展開を行うことができるよう取り組むことする。

☆特に、重点を置く視点

- ①若者の希望の創造
- ②国内外から人やものを呼び込む新たな価値の創造・発信
- ③だれもが健康で、活躍する社会づくり
- ④琵琶湖や山と人々の暮らしとのつながりの再生

#### (2) 国の動きに呼応した施策の推進と国の施策・制度の活用

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針2016」および「まち・ひと・

しごと創生基本方針2016」等に基づく地方創生に向けた多様な支援をはじめとして、社会保障の充実策や一億総活躍社会の実現に向けた取組など、県政を推進する上で重要となる施策について議論されているところである。

また、琵琶湖を国民的資産として位置づけた「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」が制定され、その保全と再生に向けた取組を、国と連携を図りながら、進めようとしているところである。

国のこうした動きを的確に捉え、これに呼応した施策を推進するとともに、国の施 策や制度については、時機を逸することなく最大限活用することができるよう取り組 むこととする。

#### (3) 市町との連携強化

人口減少社会への対応や地域振興対策など県政を取り巻く様々な課題の解決を図るためには、住民に最も身近な基礎自治体である市町との連携強化や適切な役割分担は必要不可欠なものである。

市町とは、日頃より情報共有を図ることはもとより、あらゆる機会を通して意見交換を行い、その意見を真摯に受け止めることにより、県民にとって、より良い行政サービスを提供できるよう、取り組むこととする。

また、市町に関係する新たな施策を実施する場合や制度改正を行おうとする場合には、対話を重ね、理解を得ることに努め、施策を着実に実行することができるよう取り組むこととする。

#### (4) 多様な主体との協働・連携

今後、ますます複雑化・高度化する地域課題や行政ニーズにきめ細かく対応していくためには、県民をはじめとして NPO、企業、大学など、多様な主体と、課題を共有し、対話を重ね、共感を広げ、協働・連携していくことが重要となる。

それぞれが有する資源、ネットワーク等の力を最大限に活かすことにより、本県が 直面する様々な課題の解決に向け、共に取組を進めることとする。

なお、多様な主体との協働・連携を進めるに当たっては、県民に「開かれた県政」の推進が不可欠であり、予算編成の各段階における情報を積極的に発信することにより、予算編成過程の透明化に引き続き取り組むこととする。

### (5) 部局間連携の徹底

「地域のことは、地域自らの権限と責任において決める」という地方分権改革を自ら担う姿勢のもと、課題に即して県庁機能を縦割り行政から横つなぎによる総合行政へと転換することを徹底する必要があり、平成29年度の施策構築に当たっても、部局横断的な施策構築に努めることとしたところである。

予算編成においても、こうした考え方を十分に踏まえ、部局の枠にとらわれない横断的な視点を常に意識し、総合戦略プロジェクト推進チームを活用するなど、部局間の緊密な連携を図ることにより、県政を取り巻く様々な課題の解決に向けて取り組むこととする。

また、類似事業の整理や政策のパッケージ化を図るとともに、事業間の相乗効果の 発揮に努め、効率的かつ効果的な施策を展開できるよう取り組むこととする。

## (6) 財政健全化の推進

本県財政については、決して楽観できる状況にはないとの認識のもと、行政経営方針に基づき、持続可能な財政基盤の確立に向け、歳入・歳出両面から財政健全化に向けた取組を進めていく必要がある。

こうした中、基本構想などに基づく施策を着実に実行していくためには、必要となる財源を安定的に確保していくことが重要である。

このため、県税収入の確保に向け、施策の構築に当たっては、地域経済の活性化に 資するよう配慮するほか、地方創生推進交付金をはじめとする国からの財源獲得、企 業版ふるさと納税やネーミングライツ等の外部資金の導入など、様々な手法や工夫に より、歳入の確保を図ることとする。

また、歳出面においては、「最少の経費で最大の効果」が得られるよう、職員一人ひとりが、常に、高いコスト意識を持ち、無駄を省き、県民ニーズなどに照らして、見直すべきものは見直した上で、課題解決に向け創意・工夫を行うことが重要である。

予算編成に当たっては、県の果たすべき役割や施策の緊急度・重要度、効果の発現時期、さらには今後の財政に与える影響などを十分に見極め、限られた財源を県民や将来の滋賀にとって真に必要な施策に対して重点的・効果的に配分することができるよう、「スクラップ・アンド・ビルドの徹底」や「選択と集中による投資的経費の重点化」など、歳出面における取組も一層進めていくこととする。

#### 3 予算見積基準について

各部局に配分する予算要求枠については、平成28年度当初予算額を基礎として、当然増減事業や「地方創生枠」対象事業、「協働枠」対象事業等に係る経費を踏まえるとともに、収支フレーム全体を勘案して設定する。

各部局においては、施策の具体化に当たって、配分される予算要求枠の範囲内で、各施策の優先順位を厳しく見極め、「スクラップ・アンド・ビルドの徹底」や「選択と集中による投資的経費の重点化」などを行うとともに、引き続き内部事務経費の節減に努めるなど、経費についても十分精査の上、見積もることとする。併せて、県債の充当に当たっては、後年度の負担となることを十分に認識した上で、適切に見積もることとする。

また、次の事項に特に留意すること。

(1)「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」の実現に向けて、次に掲げる プロジェクトを推進するための具体的施策のうち、政策課題協議を了したものにつ いては、「地方創生枠」を設定することにより、所要の予算額を要求できるものと する。

☆対象プロジェクト

- ①THE 近江・魅力満載プロジェクト
- ②滋賀ローカルイノベーションプロジェクト
- ③琵琶湖モデル・水環境ビジネス推進プロジェクト
- ④ビワイチ推進プロジェクト
- ⑤全県型健康創生確立プロジェクト
- ⑥滋賀の産業人材育成・確保プロジェクト
- (2) 多様な主体との協働・連携を促進するため、協働提案制度に基づき、次に掲げる テーマに沿って取り組む施策のうち、「滋賀県協働提案制度実施要綱」に基づく協 議を了したものについては、「協働枠」を設定することにより、所要の予算額を要 求できるものとする。

☆対象テーマ

- ①高齢者の交通事故防止対策
- ②犯罪被害者等の多種多様なニーズに対するきめ細かな支援
- ③子どもを虐待から守る「次世代育成プロジェクト」
- ④女性の力を活かした県産農産物を用いたアグリビジネスの創出
- ⑤外国人と日本人が協働して事業を行うための機会・情報共有の場づくり
- ⑥森林山村に眠る豊かな自然生態系の活用
- (3)「公共施設等マネジメント基本方針」に基づき、「長期保全計画」に定める長寿命 化対策事業および「更新・改修方針」に定める更新事業または改修事業を計画的に 推進するため、「建築物の老朽化対策に係る平成29年度当初予算編成に向けた対 応について(平28.6.22付け滋行経企第36号行政経営企画室長通知)」による協議 を了したものについては、「長寿命化等推進特別枠」を設定することにより、所要 の予算額を要求できるものとする。
- (4) 県の会館等公共施設の整備を含む大規模な事業については、財政健全化の取組を 進めていることを踏まえ、既に着手済みのもの、(3) の「長寿命化等推進特別枠」 により実施するもの、および知事との協議を了し事業実施の方針が決定されている もの以外は、要求を認めないこと。
- (5) 行政経営方針に基づき、職員一人ひとりの意識を改革し、斬新で自由な発想を活かすため、「施策提案およびキラリひらめき改善運動に係る改善提案の検討について(平28.8.2 付け滋行経企第59 号行政経営企画室長通知)」に基づく協議を了したものについては、各部局に配分する予算要求枠とは別に所要の予算額を要求できるものとする。
- (6) 琵琶湖森林づくり県民税を広く有効に活用するため、その充当事業については、「平成29年度琵琶湖森林づくり事業の実施について(平28.10.18付け滋森政第879号琵琶湖環境部長通知)」による協議を了している事業とし、当該県民税の趣

旨を十分に踏まえ、精査し、見積もること。

なお、当該事業を実施する場合における平成29年度の予算要求枠の取扱いについては、別途協議することとする。

(7)マザーレイク滋賀応援寄附を有効に活用するため、その充当事業については、「マザーレイク滋賀応援寄附にかかる事業充当について(平28.9.13付け滋企調第292号総合政策部長通知)」による協議を了している事業とし、当該寄附の趣旨を十分に踏まえ、精査し見積もること。

なお、当該事業を実施する場合における平成29年度の予算要求枠の取扱いについては、別途協議することとする。

(8) 行政経営方針に基づき、歳入確保に積極的に取り組むこととし、企業版ふるさと 納税やネーミングライツ等の増収対策に取り組むもの(未利用県有地の売却を除く) については、当該増収相当額を、別途関連する事業に充てることができるものとす る。

# 4 留意事項について

(1)予算編成に当たっては、本県の財政状況も踏まえ、後年度負担、類似事業との均 衡、事務事業の効率性や効果性などの観点から、調整を行うこととする。

また、税収見積もりや、国の予算編成、地方財政対策等の動向について、その詳細が判明し、収支フレームに影響がある場合には、全庁を通じて対応することを基本に、調整することとなるので留意すること。

- (2) 基金については、その設置の趣旨、目的および残高等を勘案し、所期の目的を達したもの、残高が少額で存在意義が乏しいもの、および近年活用がなされていないものなどは、積極的に廃止、統合等を検討すること。
- (3)企業版ふるさと納税やネーミングライツ、広告事業、自動販売機の設置に係る公募制の導入、施設の余剰スペースの貸付け、クラウドファンディングなど、様々な手法や工夫を行い、歳入確保対策により一層積極的に取り組むこと。
- (4) 特別な事業予算を伴うことなく、職員一人ひとりの創意・工夫により、行政課題 の解決や県民サービスの向上を図ることを目的として実施している「一緒にやりましょうプロジェクト」については、効果的・効率的な実施に努めること。
- (5) 県民サービスの向上やコストの縮減の面で効果が期待できる場合は、アウトソーシングやPFIなど民間活力の活用について積極的に検討すること。

(6) 効率的な仕事ができる環境づくりを進め、簡潔明瞭な資料作成や論点を明確にした協議など、創意工夫を凝らすことにより、予算編成事務の一層の負担軽減・効率化に努めること。

# 5 その他

- (1) 予算見積書の提出期限は、11月18日(金)とする。
- (2) 職員給与費に係る見積もりについては、別途通知する。
- (3) その他必要な事項等については、別途通知する。